町村財政と地方行財政改革

―― 求められる中央依存体質からの脱却 ――

〔要　　旨〕

１．90年代以降景気の長期低迷による税収伸び悩みや景気対策のための減税政策・公共事業の拡大で，地方財政が悪化したが，経常収支比率や起債制限比率などの諸指標でみる限り，町村の財政は都道府県や大都市と比べてそれほど悪化していない。これは主として，歳入面で法人事業税や法人住民税などの法人関係税収が都道府県や大都市で大きく落ち込んだのに対し，町村では地方税収の落ち込みが小さく，歳入の４割近くを占める地方交付税が安定的に増加したことによるものである。

２．全国に3,300弱ある地方公共団体のうち，町村はその約８割を占めるが，大半が農山村であり，財政基盤が乏しく，歳入面では地方交付税に大きく依存している。歳出面では公共事業のウェイトが高いが，近年公債費が増加している。公債費のなかでは交付税措置されたものの割合が上昇しており，町村が交付税措置をともなった地方債を発行して行う公共事業を多用してきたことを反映している。

３．地方財政改革では，国から地方への税源移譲とともに，国庫補助負担金の削減や地方交付税見直しの方針が出されている。税源移譲に関する片山総務大臣試案に沿ってシミュレーションを行うと，地方税は各地方団体ともほぼ同じ割合で増加するが，国庫支出金の削減を含めたトータルの歳入は，基礎的自治体では大都市や中核市，都市では増加するが，町村では減少する。今後地方交付税の削減が進むと，町村の財政に与える影響はさらに大きくなる。

４．地方行財政改革が進むなかで，町村の今後の方向として，第一に，市町村合併に活路を求める考え方があろう。町村同士が合併して行政事務を効率化し，専門分野への人材シフト等により全体として行政サービスの維持向上を図ること，あるいは，近隣の財政力が比較的豊かな都市と合併して地域の発展に結びつけること等である。しかし，合併すると中心地域に諸資源が多く投入され，遠隔地は過疎化が進む可能性があり，このため，第二の方向として合併しないで独自路線を歩む考え方もある。この場合は，地方交付税削減等の先々予想される歳入減少に対し，住民との連携のもとで行政事務の選択と集中が必要である。行政事務の外部委託等で経費節減を図り，住民ニーズの高い分野に資源を集中することなどが求められよう。

５．現行の地方交付税制度については，段階補正や事業費補正等の見直しや単位費用の引下げ等で交付税特会の赤字を解消する必要があるが，こうした財政再建策を進める一方で，森林資源の維持管理など町村の役割として国民経済的に必要と認められる分野については，その行政事務経費を国民全体で負担するような仕組みの再構築が必要と思われる。

目　次

はじめに
１．町村財政の特徴
（1）　都道府県や大都市ほど悪化していない町村の財政
（2）　歳入面で高い地方交付税への依存度
（3）　公共事業関連の支出ウェイトが高い町村の歳出
（4）　乏しい財政基盤
（5）　地方債の交付税措置が地方交付税増加の一因に
２．地方行財政改革が町村財政に与える影響
（1）　地方行財政改革にかかるこれまでの動き
（2）　税財源移譲の試案と町村財政への影響
３．町村の今後の方向
（1）　市町村合併をめぐる動き
（2）　独自路線への志向
（3）　地方交付税制度等の改革
おわりに

はじめに

日本経済は，景気の長期低迷下，国・地方を通じた政府部門に多額の財政赤字が累積し，一方で，急速な高齢化の進展や多様化する住民ニーズへの対応などに迫られ，その打開策として行財政の構造改革が必至の状況にある。

地方行財政改革については，分権化の流れのなかで，行政事務面での国から地方への権限移譲に加えて，税財源移譲や地方交付税，国庫補助負担金制度の改革などが求められており，自治体側では全国的レベルで市町村合併が推進されている。

こうしたなかで問題となるのは，町村などの小規模自治体の行方である。町村は後でも述べるように，大半が農山村であり，財政力に乏しく，歳入の多くを地方交付税や補助金に依存している。

本稿は，町村の財政構造上の特徴を明らかにしたうえで，地方行財政改革が町村財政に与える影響と，町村の今後のあり方について考察したものである。

１．町村財政の特徴

（1）　都道府県や大都市ほど悪化していない町村の財政

日本には，第１表のように，2001年３月末現在で3,297の地方公共団体（以下「地方団体」という，ここでは一部事務組合は含めていない）が存在するが，数では町村が2,557と８割近くを占める。町村は，面積では全体の約７割であるが，人口では２割程度にすぎず，人口密度は市のおよそ９分の１である。

財政規模では，広域的自治体である都道府県と巨大都市である特別区（東京23区）を除いて考えると，2000年度の町村の１団体当たり歳出規模は52億円であり，市（514億円）の約10分の１である。しかし，人口一人当たり歳出規模でみると，町村は49万３千

第１表　地方公共団体の概要

	団体数	人口（千人）	面積（km^2）	人口密度（人／km^2）	１団体当たり歳入規模（億円）	人口一人当たり歳入規模（千円）	１団体当たり歳出規模（億円）	人口一人当たり歳出規模（千円）
都道府県	47	―	―	―	11,578	―	11,362	―
特別区	23	7,969	617	12,924	1,210	349	1,173	339
市	670	91,285	105,952	862	527	387	514	377
町村	2,557	27,030	265,253	102	54	513	52	493
合計	3,297	126,284	371,822	340	324	843	315	822

資料　総務省『平成14年版地方財政白書』,総務省インターネット
(注)1．地方公共団体数は2001年３月末のもの,人口は2001年３月末の住民基本台帳人口による。
2．面積は2001年版全国市町村要覧による。
3．歳入,歳出は2000年度のもの。

円で，市（37万７千円）よりも大きくなる。歳入についても同様の傾向である。町村の場合，市に比べて人口が散在しているため，住民一人当たりに対する行政サービス提供のコストが高くなるためと考えられる。

地方団体の財政（以下「地方財政」という）は，90年代以降，景気の長期低迷による税収伸び悩みや，景気対策のための減税政策や公共事業の拡大などによって悪化していたが，98年に東京都や大阪府，神奈川県や愛知県などの大規模自治体が相次いで財政危機宣言を出すに及んで，地方財政の悪化が広く一般に認識されるようになった。

地方財政の状況をみるには，実質収支比率や経常収支比率，起債制限比率などの諸指標が使われるが，これらを地方団体別にみていくと次のようになる。

実質収支比率は，当該年度に属する実質的な収支の財政規模に対する比率であり，形式収支（歳入決算総額－歳出決算総額）から継続費逓次繰越や繰越明許費繰越(注1)などを差し引いた実質収支を標準財政規模(注2)で割ったものである。実質収支は，90年代には各団体とも減少傾向にあったが，都道府県や大都市では赤字転落ないしは黒字がゼロ近くまで落ち込んだのに対して，都市(大都市と中核市を除く都市(注3)，以下同じ)や町村はある程度の黒字を計上しており，実質収支比率も３～５％程度の水準にある（第１図）。都道府県や大都市で実質収支が悪化したのは，法人事業税（都道府県）や法人住民税（大都市）などの法人関係の税収が大きく落ち込んだためである。

実質収支は，前記のように，当該年度に属する歳入と歳出の収支尻であり，歳入のなかには借入金である地方債発行収入が含まれている。また，歳出のなかにも支出の

第１図　地方団体別実質収支比率の推移

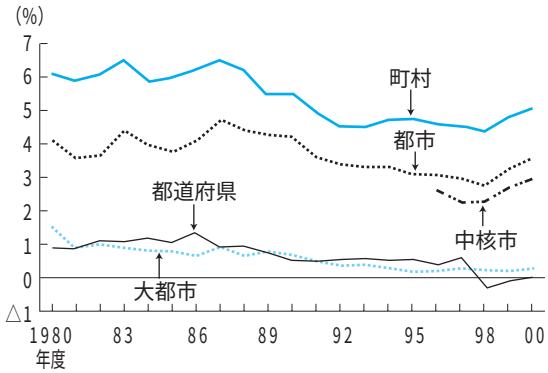

資料　総務省編『地方財政白書』資料編（統計）
(注)　実質収支比率＝実質収支／標準財政規模

効果が翌年度以降に及ぶ建設投資などが含まれている。このため，財政収支の真の姿をみるには，これらの項目を除いて考える必要がある。経常収支比率は，地方税や地方譲与税，地方交付税などの経常一般財源（地方債発行収入は含まない）に対する人件費や物件費，公債費などの経常的経費（投資的経費は含まない）の比率をみたもので，財政の弾力性を表す指標として使われ，一般的に80%以下が健全とされている。第２図によって地方団体別の経常収支比率の動向をみると，90年代になって各団体とも大きく上昇しているが，2000年度では都道府県や大都市が90%に近いのに対し，町村は80%程度の水準にとどまっており，都道府県や大都市ほど悪化していない。

建設投資などの公共事業は，その資金のかなりの部分が地方債発行で賄われ，これらの債務が過大になると，元利金支払いなどの公債費が増加して財政を圧迫する。地方債の元利償還金は主として地方税や地方交付税などの一般財源から支払われるため，地方債残高の一般財源に対する倍率（一般財源をすべて返済にまわした場合何年で返済可能か）を地方団体別にみたものが第３図である。80年代後半から90年代はじめまでは1.0～1.5倍程度で，各団体にそれほど大きな差はなかったが，92年度ごろから大都市や都道府県が上昇傾向となり，2.5倍程度まで上昇したのに対し，都市や町村は1.5倍程度までの上昇にとどまっている。大都市や都道府県は，地方債残高が増加する一方で，法人関係の地方税収を中心に一般財源が伸び悩んだことに原因があるが，都市や町村は地方債残高の増加幅が都道府県や大都市に比べて小さい一方，地方税収の落ち込みが少なく，地方交付税が安定的に増加するなど一般財源が比較的安定的に推移したためである。

起債制限比率は，各会計年度において地方債の元利償還金の負担がどの程度あるのかをみたものである。具体的には，地方債の元利償還金のうち特定財源から充当されるものや交付税措置されたもの（元利償還

第２図　地方団体別経常収支比率の推移

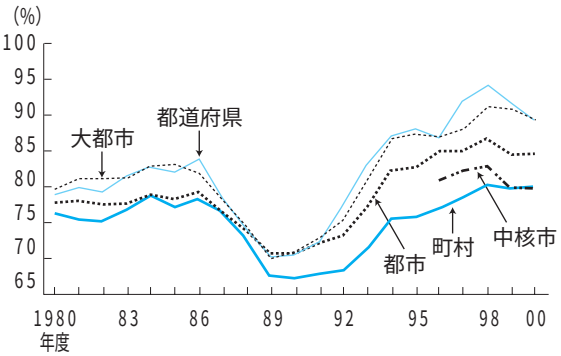

資料　第１図に同じ
（注）　経常収支比率＝経常経費充当一般財源／経常一般財源総額×１００

第３図　地方団体の将来にわたる財政負担

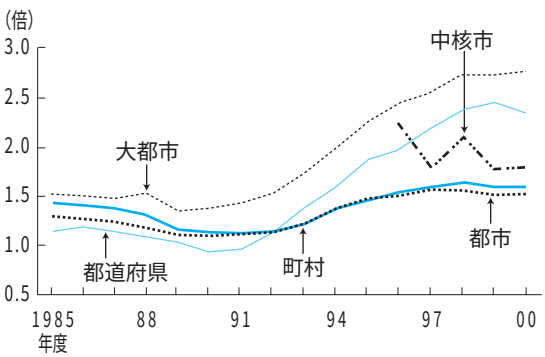

資料　総務省編『地方財政白書』資料編（統計），地方財務協会『地方財政統計年報』
（注）　将来にわたる財政負担＝地方債残高／一般財源総額

第４図　起債制限比率の推移

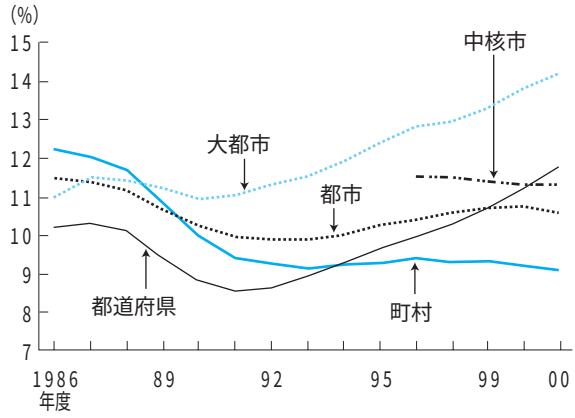

資料　第１図に同じ

金が地方交付税の基準財政需要額に算入されるもの）を除いたものを一般財源の標準財政規模で割ることによって計算され，起債制限比率が高いほど財政への圧迫度が大きいことになる。80年代半ばごろには起債制限比率は町村が最も高かったが，90年代以降は大都市や都道府県が大きく上昇する一方で，町村は横ばいないしはやや低下気味に推移している（第４図）。

以上のように，90年代以降地方財政の悪化が進んだが，種々の財政指標でみるかぎり，町村の財政は都道府県や大都市に比べて悪化の程度は少ない(注4)。それでは，町村の財政が都道府県や大都市の財政に比べて問題が少ないのかというと必ずしもそうではない。以下では，町村の財政を分析することにより，その構造上の問題点を明らかにしていきたい。

（注1）　完了までに数年度を要する事業については，毎年度事業費の年割額を計上する（継続費）が，これを完了年次まで繰越していくのが継続費逓次繰越である。繰越明許費繰越とは，年度内にその支出が終了しないが，前もって議決しておくことにより翌年度に繰越使用が可能となる経費（繰越明許費）を繰越すもの。

（注2）　標準財政規模とは，標準的な状態で収入となる一般財源の総額（規模）をいい，標準税収額等と普通交付税額を加えたもの。

（注3）　大都市は地方自治法第252条の19第１項の指定を受けた都市で札幌市や仙台市など12市がある。中核市は地方自治法第252条の22第１項の指定を受けた都市（96年度からスタート）で旭川市や秋田市など27市がある。なお，2000年度から地方自治法第252条の26第１項の指定を受けた特例市制度がスタートし，函館市や盛岡市など10市が指定を受けたが，数が少ないこともあり，以下の分析では，特例市は大都市や中核市のような独立項目とはせず，大都市と中核市を除く市である都市に含めている。

（注4）　本章(1)の分析は地方団体の普通会計についてのもので，地方財政全体としては，これ以外に公営事業会計があり，さらには地方公社や第三セクターなども関連するが，これらを含めた全体の傾向も本章(1)で述べた内容に大きな違いはない。

なお，ここでの分析は都道府県，大都市，中核市，都市，町村といった分類ごとの集計値を対象としており，個別自治体の問題には言及していない。

(2)　歳入面で高い地方交付税への依存度

第５図は町村の歳入決算額の動きをみたものであるが，歳入全体は80年代後半から90年代はじめにかけて大きく増加し，94年

第５図　町村の歳入決算額の推移

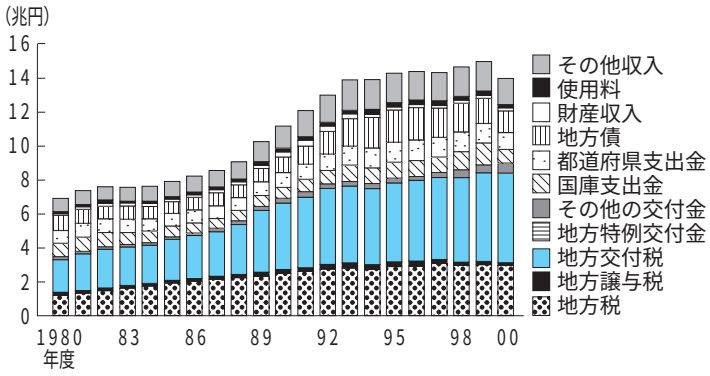

資料　地方財務協会『地方財政統計年報』

度以降はほぼ横ばい傾向となり，2000年度になって減少している。80年代後半から90年代はじめに大きく伸びたのは，地方交付税やその他の交付金（地方消費税交付金や利子割交付金，自動車取得税交付金など），国庫支出金や都道府県支出金などの国や県から交付される収入である。その一方で，地方税や地方譲与税，財産収入や使用料などの自主財源の伸びはあまり大きくない。借入金である地方債発行収入は80年代後半から90年代前半にかけて増加したあと，90年代後半以降は減少傾向で推移している。

次に，第６図によって，2000年度の町村の歳入決算額における主要項目のシェアを他の地方団体と比較すると，町村は地方税のシェアが低く，地方交付税のシェアが大きいことがわかる。歳入に占める地方税のシェアが高いのは中核市や都市である。国庫支出金のシェアは，大都市や中核市，都市に比べると町村は低いが，一方で，都道府県支出金のシェアが大きいため，国庫支出金と都道府県支出金とを合計して考えれば，大都市や中核市，都市とほぼ同じになる。一般財源（地方税と地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金，その他の交付金の合計額）のシェアは，町村で約６割であり，大都市に比べるとやや高く，中核市や都市に比べるとほぼ同水準である。借入金である地方債発行収入のシェアは10％程度である。

第６図　地方団体別歳入項目シェア（2000年度）

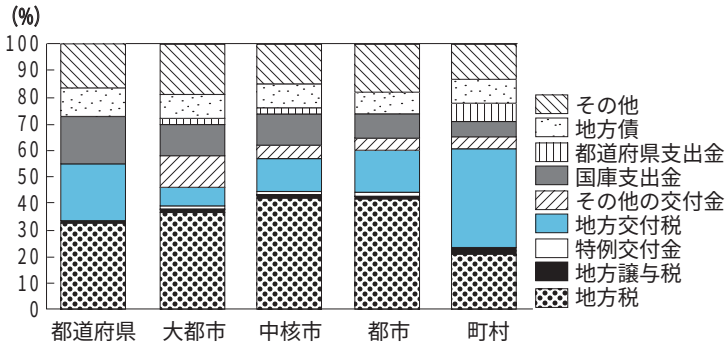

資料　第５図に同じ
（注）　大都市は特別区を含む，都市は特例市を含む。

以上のように，町村の歳入における特徴は，なんといっても地方税のシェアが低く地方交付税への依存度が高い点にある。

（3）　公共事業関連の支出ウェイトが高い町村の歳出

第７図によって町村の歳出構造をみると，歳出額全体は80年代後半から90年代はじめにかけて大きく増加し，94年度以降はほぼ横ばい傾向となり，2000年度に減少した点は歳入と同様である。最大の歳出項目である投資的経費は，80年代後半から93年

第７図　町村の歳出決算額の推移

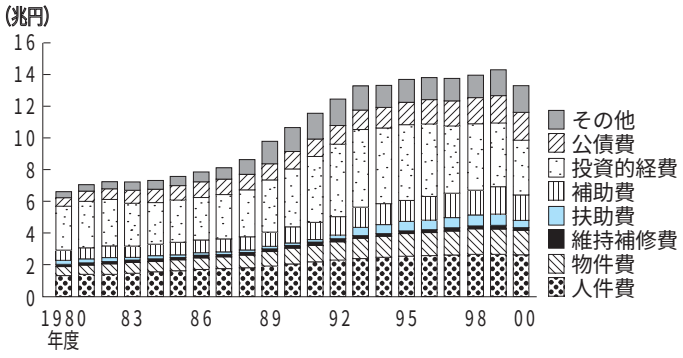

資料　第５図に同じ

度までは大きく増加し，その後は減少傾向となっている。近年，公債費が増えているが，その大半は過去に実施した公共事業の債務返済分（地方債の償還金）であり，公共事業関連の歳出として，普通建設事業費などの投資的経費に加えて考えると，2000年度の場合歳出全体の約４割を占め，依然大きなシェアである。このほか，人件費や物件費，補助費などの経常的経費が趨勢的に増加傾向にあったが，2000年度はやや減少した。

2000年度の町村の主要な歳出項目シェアを他の地方団体と比較すると（第８図），低下傾向にあるとはいえ最大のシェアを占めるのは投資的経費であり，広域的自治体である都道府県を別にすれば，大都市や中核市，都市におけるシェアよりも大きい。この投資的経費に公債費を加えると，前記のように歳出の約4割のシェアとなる。その他の特徴として，扶助費のシェアが低く，補助費等の割合がやや大きいといった点が指摘できる。(注5)

（注5） 町村において扶助費のシェアが低いのは，町村には社会福祉事務所の設置がないこと，都市に比べて失業者が少ないことなどが影響しているものと考えられる。

第8図　地方団体別歳出項目シェア（2000年度）

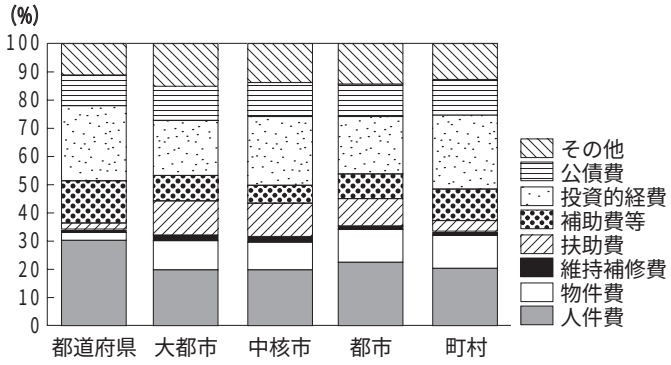

資料　第5図に同じ
（注）　大都市は特別区を含む，都市は特例市を含む。

（4）　乏しい財政基盤

町村が歳入面で地方交付税への依存度が高い理由は，何と言っても財政基盤が乏しいためである。地方交付税は標準的な行政サービスを賄うのに必要な財政需要（基準財政需要額）から，標準的な税収等の収入（基準財政収入額）を控除した財源不足額に対して交付されるが，町村は基準財政収入額が小さいため，財源不足額が大きくなり，地方交付税の交付が大きくなる。この基準財政収入額を基準財政需要額で割ったものの３年間の平均が財政力指数であり，2000年度の場合，町村は0.33で大都市(0.80)や中核市(0.78)と比べてかなり格差があり，都市(0.66)と比べてもその半分程度でしかない。

町村の最大の自主財源である地方税収の構造を大都市や中核市，都市と比較するために，これら地方団体の人口一人当たりの税収額をみたものが第９図である。個人住民税（所得割）と固定資産税が税収の中心であることは同じであるが，町村の場合は，個人住民税（所得割）の一人当たり税収額が大都市や中核市，都市と比べて少ない。これは町村では農林業や建設業などが主たる産業であり，住民の所得水準が低いことを反映していよう。このほか，町村では法人住民税(法人税割）が少ないことや事業所税がないこと，都市計画税が少ないことなどが大都市や中核市，都市と比べた場合

第9図　地方団体別人口一人当たり地方税額

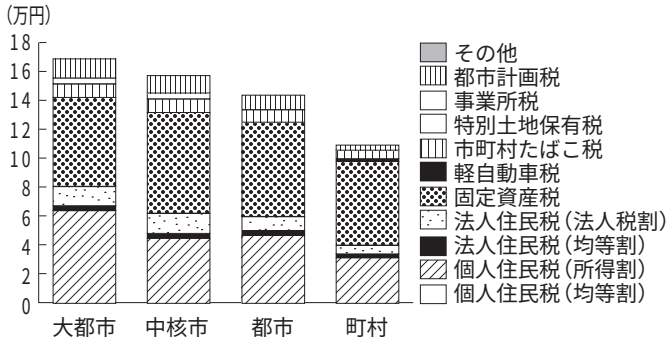

資料　第5図に同じ
（注）　地方税は2000年度,人口は2000年10月1日現在のもの。

に税収が少ない理由である。この背景には，前記のように産業基盤が弱く所得水準が低いことがある。

次に，第２表によって，町村のなかで地方交付税依存度の高い地域についてみると，北海道や東北，中国や四国，九州などの地域が高く，南関東や東海，北関東・甲信や近畿などで低い。南関東や東海，近畿などは三大都市圏に属する都府県であり，北関東・甲信は首都圏である南関東の外延部である。これらの地域は，町村といっても各種工場や物流基地などが存在し，都市に近い税収構造を持っている。

一方，北海道や東北，中国や四国，九州地域の町村は，農村や山村が大部分であり，財政基盤が乏しく，地方交付税依存度も高くなっている。

(5)　地方債の交付税措置が地方交付税増加の一因に

歳入面で地方交付税への依存度が高いことと，歳出面で公共事業関連のウェイトが高いことは，町村が交付税措置（地方債の将来の元利償還金を地方交付税の基準財政需要額に参入するもの）された公共事業を積極的に利用してきたことと関連がある。

公債費比率と起債制限比率の乖離幅から，公債費における交付税措置率(事業費補正(注6)によって地方交付税の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金が公債費全体に占める割合)が計算できる(注7)が，90年代後半以降，町村の公債費の交付税措置率は大都市や都市に比べて上昇しており（第10図），2000年度で37%に達している。

90年代半ばごろから，各地方団体において公債費の増加が顕著であるが，このかなりの部分が交付税措置されたものであり，

第２表　町村の地域別歳入構成比(2000年度)

（単位　%）

	地方税	地方譲与税	地方交付税	国庫支出金	都道府県支出金	公債費	その他	歳入合計
北海道	10.7	1.5	46.6	6.6	6.9	10.8	16.9	100.0
東北	16.7	1.4	44.8	5.6	6.6	9.8	15.1	100.0
北関東・甲信	28.2	1.5	32.8	4.6	5.5	8.3	19.2	100.0
南関東	35.8	1.3	27.2	3.9	5.9	5.8	20.1	100.0
北陸	22.5	1.1	36.5	5.1	6.9	9.1	18.8	100.0
東海	33.0	1.3	27.2	4.4	5.6	6.5	21.9	100.0
近畿	24.0	0.9	33.2	5.5	6.8	11.2	18.4	100.0
中国	15.9	1.1	42.1	5.7	8.5	11.0	15.8	100.0
四国	16.0	1.0	41.0	5.6	9.3	9.5	17.6	100.0
九州	15.0	1.1	40.8	8.6	8.3	10.1	16.0	100.0
全国平均	21.0	1.2	37.8	5.8	7.0	9.4	17.7	100.0

資料　地方財務協会「市町村別決算状況調」から作成

第１０図　地方団体別公債費の交付税措置率

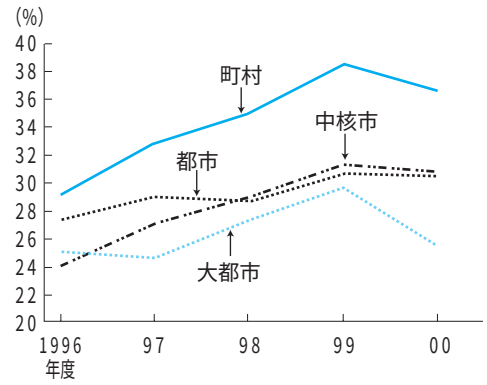

資料　地方財務協会「市町村別決算状況調」から作成

第１１図　町村の地方交付税の交付税措置分

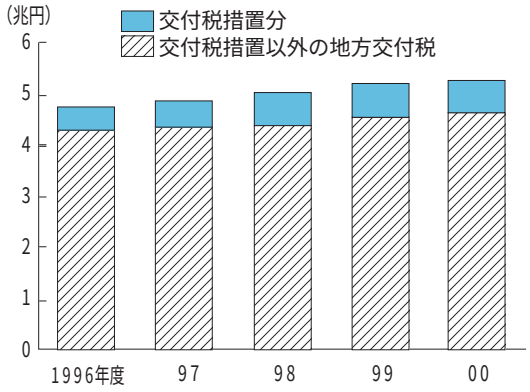

資料　第１０図に同じ
（注）　交付税措置分は本文中の（注7）におけるD／A（近似値）で計算したもの。

地方交付税の増加と表裏の関係にある。町村の場合，交付税措置率は96年度に29%であったものが，2000年度には37%まで上昇している。90年代半ば以降の町村の歳入における地方交付税増加分のかなりの部分は，交付税措置された公債費の増加によるものである（第11図）。

（注6）　事業費補正とは，公共事業に伴う財政需要を地方交付税の基準財政需要額に反映させる手法で，当該公共事業の資金を調達するために発行された地方債の元利償還金の全部または一部を基準財政需要額に算入するものや，当該公共事業の事業費の一部を基準財政需要額に算入するものがある。なお，事業費補正のほかに地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するやり方として，災害復旧事業費のように，当初から測定単位（必要な行政経費と認められたもの）として一定の単位費用のもとで基準財政需要額に算入するものがある（これを公債費方式という）。どちらの類型に属するかは地方債の種類（公共事業の種類）による。第10図の交付税措置率は事業費補正によって基準財政需要額に算入されたものだけである。

（注7）　公債費比率と起債制限比率から交付税措置率を求める以下の考え方は，肥後雅博・中川裕希子［2001］による。

今，地方債の元利償還金をA，元利償還金に充当された特定財源をB，普通交付税算定に関して災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費（いわゆる公債費方式によるもの）をC，地方交付税算定に関して事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費をD，標準財政規模をEとし，公債費比率をF，起債制限比率をGとすると，

公債費比率F＝［A－(B＋C)］／(E－C)

起債制限比率G＝［A－(B＋C＋D)］／［E－（C＋D)］

となる。この二つの式から

D／(A－B－C）＝（F－G)／[F（1－G)]

となる｛肥後雅博・中川裕希子「地方単独事業と地方交付税制度が抱える諸問題」日銀調査統計局ワーキングペーパーシリーズ9，2001年7月，32頁(補論2)｝。

上式の意味するところは，一般財源から充当された公債費（公債費方式によって基準財政需要額に算入されたものは除く）のうち事業費補正によって交付税措置された公債費の割合（これを交付税措置率という）は，公債費比率と起債制限比率の差（F－G）を，公債費比率と起債制限比率の逆数を掛けたもの｛F（1－G)｝で割った数値に等しいということである。BとCが金額的にそれほど大きなものではないとすれば，D／(A－B－C）はD／Aに近似可能である。

２．地方行財政改革が町村財政に与える影響

（1）　地方行財政改革にかかるこれまでの動き

地方分権一括法の施行（2000年４月）によ

る国から地方への行政事務権限の移譲，税財源移譲や地方交付税・国庫補助負担金制度の見直し，市町村合併の全国的な機運の高まりなど，地方行財政改革に関するさまざまな動きが出ている。こうした動きを，それをもたらした要因によって整理すれば，次のようになろう。

第一は，内外の情勢変化を背景にした地方分権推進の動きである。90年代になってバブルの崩壊やグローバル化進展の影響などから日本経済が長期にわたって低迷し，高齢化や環境問題の高まりなどによる住民ニーズの多様化等もあり，それまでの中央集権的システムによる問題解決が難しくなり，地域の自立と自己責任に基づく分権型システムの構築が求められるようになった。93年の衆参両院による地方分権推進の決議に始まり，地方分権推進委員会の数次にわたる勧告などを経て，2000年４月には地方分権一括法が施行され，行政事務面を中心に国から地方への権限移譲が行われた。行政事務の権限移譲は，当然税財源の移譲を伴うこととなり，国税から地方税への税源移譲や地方交付税，国庫補助負担金の見直しなどが実施される方向にある。また，分権化を進める場合，その受け皿となる市町村などの基礎的自治体の強化が必要であり，そのための手段として市町村合併が推進されている。

第二は，国・地方を通じて財政の悪化が進んだことによる財政再建に向けての動きである。90年代以降の景気の長期低迷による税収の落ち込み，景気対策のための減税政策や公共事業の拡大などから，政府部門の財政赤字が拡大し，国債や地方債などの債務残高が急増した。日本の国及び地方を通じた財政赤字の対名目GDP比は，2001年で△7.0%(注8)であり，G7諸国のなかでは最悪の状態にある。こうした財政赤字を削減するには，国と地方が一体となって進めていく必要があり，特に，国の支出の約３分の１を占める地方交付税や国庫補助負担金などの地方への移転支出の見直しが必要となる。これに備えて，地方団体側でも市町村合併などによる行政の効率化が求められている。

こうした状況のなかで，近年，地方行財政改革に関するさまざまな方針等が打ち出されており（第３表），これらを整理すると次のように要約されよう。分権型社会の構築に向けて国の関与を縮小し，地方への権限委譲や税財源移譲を進める必要があるが，その方法として，個々の事務事業について国と地方の役割分担を明確にしたうえで，受益と負担の対応原則のもと国税からの移譲を主体に地方税の充実を図り，国庫補助負担金や地方交付税などの依存財源を削減していく（国庫補助金削減を優先）。一方，分権の受け皿となる基礎的自治体である市町村においては，市町村合併の推進により自立可能な自治体の創造と行政の効率化(財政再建)を進めていくというものである。

こうした地方行財政改革を進展させていく場合に，問題となるのは町村の存在である。

第１章でみてきたように，町村は財政力が乏しく，地方交付税や国庫補助金，都道府県支出金などに大きく依存している。税

第３表　地方行財政改革にかかる主要事項（町村財政に関連する部分）

機関名等	報告書等	公表日等	主　な　内　容
地方分権推進委員会	地方分権推進委員会最終報告	2001年６月	分権型社会にふさわしい地方財政秩序の再構築（受益と負担のバランスに立脚した地方税収の充実，依存財源の縮小策として国庫補助負担金削減を優先し，次いで地方交付税縮減を図る）
経済財政諮問会議	今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針	2001．６	①「自立し得る自治体」確立のための市町村再編と規模等に応じた市町村への責任の付与，②地方交付税の事業費補正や段階補正の見直し，③国と地方の役割分担の見直しを踏まえた税源配分等の根本的見直し，④国の財政健全化と歩を一にした地方財政の健全化
経済財政諮問会議	構造改革と経済財政の中期展望	2002．１	①市町村合併をより強力に推進，②国・地方の役割分担に応じた事務事業の在り方と地方歳出の見直し，地方財源の在り方見直し
片山総務大臣	地方財政の構造改革と税源移譲について（試案）	2002．５	地方税財政制度を地方税中心の体系とするため，国から地方への税源移譲等により，国税：地方税の１対１を実現（所得税から住民税へ３兆円，消費税から地方消費税へ2.5兆円移譲し，国庫支出金5.5兆円削減）
経済財政諮問会議	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002	2002．６	①国の関与を縮小し地方の権限と責任を大幅に拡大，②国庫補助負担金，地方交付税，税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し，１年以内を目処に取りまとめ，③約14兆円の地方財源不足から早期に脱却，④市町村合併への積極的な取組み
地方分権改革推進会議	事務・事業の在り方に関する中間報告	2002．６	自主・自立の地域社会構築のために，個々の事務事業について国と地方の役割分担を明確化する
地方制度調査会	第27次地方制度調査会審議事項(案)に係る論点整理について	2002．７	小規模市町村の事務処理について（都道府県に配分するかそれ以外の団体に配分するか）

資料　経済財政諮問会議資料など諸機関公表資料等から筆者作成

源移譲といっても，低い財政力指数にみられるように，もともと移譲可能な税源に乏しいうえに，地方交付税の削減が歳入減少に直結する。

地方行財政改革のなかで町村はどうあるべきなのか，この点は第３章で考察するが，その前に，税財源の移譲が各地方団体の財政にどのような影響を与えるかについてみていきたい。

（注8） OECDエコノミックアウトルック70号（2001年12月号）による。

（2）　税財源移譲の試案と町村財政への影響

第３表でも掲載したように，2002年５月の経済財政諮問会議において，片山総務大臣から税財源移譲の試案が発表された。この試案の概要は第４表のようになる。国税である所得税から地方税である個人住民税へ３兆円程度，同じく消費税から地方消費税へ2.5兆円程度（合計5.5兆円）を移譲し，かわりに国庫支出金を5.5兆円程度（奨励的補助金を2.3兆円程度，経常的経費にかかる国庫負担金を3.2兆円程度）削減することなどを主要内容とする税源移譲の試案である。なお，税源移譲にあたって，地方交付税原資は確保するとしている。

上記試案に沿って税源移譲を行った場合に，各地方団体の歳入にどのような影響を及ぼすかをシミュレーションで検証する。

第4表　税源移譲にかかる片山総務大臣試案の概要

1.地方財政の構造改革の基本的考え方と進め方 ①地方歳出に対する国の関与を廃止・縮減し,地方税中心の歳入体系構築 ②市町村合併,地方行革を一層推進し,国と歩を一にして地方歳出の削減・効率化を図る ③国から地方への税源移譲等により,国税と地方税の1対1を実現 ④国庫支出金の整理合理化を進め,地方税への振り替えを先行実施 ⑤税収回復,地方財政収支の改善を踏まえて,地方交付税を地方税へ振り替え
2.税源移譲等の実施案 ①所得税から住民税へ３兆円程度,消費税から地方消費税へ2.5兆円程度を移譲 ②国庫支出金を5.5兆円程度縮減(奨励的補助金2.3兆円,経常的経費国庫負担金3.2兆円) ③地方交付税の見直し(事業費補正,段階補正,留保財源率の見直し等) ④税源移譲に際し,地方交付税原資は確保

資料　片山総務大臣「地方財政の構造改革と税源移譲について(試案)」(2002年５月21日経済財政諮問会議配布資料から筆者作成

シミュレーションの前提として，①地方税収や国庫支出金のデータは99年度のものを用いる。②地方団体は都道府県(47)，大都市(12大都市と23特別区)，中核市(25)[注9]，都市，町村とし，都市と町村については都道府県ごとの合計値を一つの団体として考える。③個人住民税，地方消費税への移譲について，各団体の税収は同じ割合で増加するものとする[注10]。④地方消費税のうち都道府県から市町村へ配分される部分は市町村の税収とし，それに相当する金額を都道府県のものから削減する。⑤国庫支出金削減にあたっては,2001年版地方財政統計年報(地方財務協会編）に掲載されている国庫支出金の内訳科目を奨励的補助金と経常的経費の国庫負担金に分類し，前者を2.3兆円，後者を3.2兆円各地方団体とも同じ割合で削減する。都道府県支出金のうち国庫財源を伴うものについては，市町村の国庫支出金に含めると同時に都道府県の国庫支出金から削減する。⑥地方交付税の見直しについては対象外とする。

以上の前提条件でシミュレーションを行った結果は，第５表のようになる。個人住民税や地方消費税は，各団体ともほぼ同じ割合で増加し，この結果，各団体の地方税もほぼ同じ割合で増加する。この点では，税源の偏在が少ない個人住民税と地方消費税を税源移譲の対象としたことは適切であると思われる。一方，国庫支出金の削減については，

第5表　税源移譲のシミュレーション
(99年度決算額を基に試算)

(単位　億円,%)

		変更前	変更後	増減額	増減率
個人住民税	都道府県	24,646	33,076	8,430	34.2
	大都市	18,519	24,864	6,345	34.3
	中核市	5,236	7,024	1,788	34.1
	都市	30,319	40,698	10,379	34.2
	町村	8,953	12,011	3,058	34.2
	合計	87,673	117,673	30,000	34.2
地方消費税	都道府県	12,600	25,305	12,705	100.8
	大都市	3,197	6,420	3,223	100.8
	中核市	1,099	2,207	1,108	100.8
	都市	5,571	11,189	5,618	100.8
	町村	2,326	4,671	2,345	100.8
	合計	24,793	49,793	25,000	100.8
地方税全体A	都道府県	152,137	173,273	21,136	13.9
	大都市	51,355	60,923	9,568	18.6
	中核市	19,157	22,054	2,897	15.1
	都市	95,393	111,390	15,997	16.8
	町村	32,219	37,622	5,403	16.8
	合計	350,261	405,261	55,000	15.7
国庫支出金B	都道府県	86,067	55,985	△30,082	△35.0
	大都市	19,187	12,427	△ 6,760	△35.2
	中核市	6,361	4,308	△ 2,053	△32.3
	都市	31,265	20,954	△10,311	△33.0
	町村	20,662	14,868	△ 5,794	△28.0
	合計	163,542	108,542	△55,000	△33.6
A+B	都道府県	238,204	229,258	△ 8,946	△ 3.8
	大都市	70,542	73,350	2,808	4.0
	中核市	25,518	26,362	844	3.3
	都市	126,658	132,344	5,686	4.5
	町村	52,881	52,490	△ 391	△ 0.7
	合計	513,803	513,803	-	-

資料　地方財務協会「地方財政統計年報」から作成
(注)1.　特別区は大都市に含めている。
2.　個人住民税は均等割と所得割の合計。

町村の減少率が小さく，都道府県と大都市の減少率がやや大きくなるが，これは義務教育費や生活保護費負担金などの経常的経費の国庫負担金が都道府県や大都市への支給が大きいことなどに原因がある。

しかし，地方税の増加と国庫支出金の減少とを合計してみると(第5表のA+B)，大都市や中核市，都市では３～５％程度の増加となるのに対し，町村では減少（△0.7%）となる。最も減少が大きいのは都道府県(△3.8%)である。これは，歳入における地方税の割合が大都市や中核市，都市ではかなりのシェアを占めるのに対し，町村ではシェアが小さいこと，削減される国庫支出金(国庫財源を伴う都道府県支出金を含む)のシェアが都道府県や町村で相対的に大きいため(前掲第６図参照)，両者を合計すると，都道府県や町村では地方税増加の効果よりも国庫支出金削減の影響が大きく出るためである。

上記シミュレーションでは，個人住民税と地方消費税の増加，国庫支出金の減少だけを試算の対象としており，地方交付税の変動については考慮していない。しかし，地方交付税にかかる事業費補正や段階補正の見直し(注11)は，2002年度からすでにスタートしており，第１章(5)でもみたように，その影響は歳入に占める地方交付税のウェイトが高い町村に最も大きく現れるものとみられる。

（注9） 2000年度から特例市制度がスタートしたが，99年度の時点では特例市は存在していない(注3を参照)。なお，99年度の時点では中核市の数は25である。

（注10） 現行税額計算では，各納税者の税額は，課税所得金額の段階区分別に所定の税率を掛けたものの合計である。所得税から個人住民税（所得割）に3兆円の移譲を行う場合，課税所得金額は同じなので，3兆円に相当する税率引上げが必要であるが，ここでは，住民税率同幅引上げを住民税収同率引上げに近似させて簡便計算を行う。すなわち，47都道府県，12大都市，25中核市，47都市，47町村について，合計課税所得金額（Yi）と平均税率（ti）を想定すると，地方団体iの個人住民税収(所得割)はYi×tiであり,99年度はΣ(Yi×ti)＝8.6兆円である。3兆円相当の税収増加率をαとすると，ΣYiti(1＋α)＝8.6＋3.0＝11.6兆円である。α＝3.0／8.6となり，税源移譲後の個別地方団体の個人住民税収（所得割）はYiti(1＋3.0／8.6）となる。

（注11） 段階補正とは，地方団体の人口等の規模に応じて交付税の配分を調整するもので，具体的には，人口密度の低い地方団体は人口密度の高い団体に対して行政経費が割高となるため，これを調整する手法である。2002年度から実施された見直し手法は，従来，人口段階ごとの全地方団体の人口一人当たり決算額（平均）を基準に割増率を算出していたものを，より効率的な財政運営を行っている上位3分の2の地方団体の人口一人当たり決算額（平均）を基準として割増率を算出することとしたもので，3年間をかけて実施される。これによって割増率が従来よりも低下するため，人口密度の低い地方団体（町村が多い）にとって基準財政需要額が減少する。

2002年度から実施された事業費補正（注4参照）の見直しは，事業費補正方式による交付税の算入率（地方債の元利償還金のうち地方交付税の基準財政需要額に算入する割合）を引き下げる方法で行われている（なお，単独事業にかかる地域総合整備事業は廃止)。しかし，算入率引下げによって生じる交付税減少分は標準事業費方式（通常の交付税算定の手法で，人口等を基準とする測定単位に単位費用を乗じて計算される）に振り替えられるため，各地方団体にとって特殊な場合を除きそれほど大きな変更にはならないとみられている。

３．町村の今後の方向

(1)　市町村合併をめぐる動き

地方行財政改革が進むなかで，町村はど

うあるべきなのであろうか。第２章でもみたように，税源移譲や国庫補助負担金の削減，地方交付税制度の改革が行われた場合，基礎的自治体で最も影響を受けるのは町村である(注12)。

第３表に掲載した諸機関の報告書等で示されている打開策の一つは，市町村合併である。合併によって自治体の規模を拡大し，行政事務を効率化して経費を節減し，専門分野等に人材をシフトして自治体の強化を図ろうとするものである。政府も95年と99年に合併特例法の改正を実施し，2005年３月までに行われる市町村合併に関して，住民発議制度の導入や市制施行要件の緩和，地方交付税や地方債発行の特例措置などの合併支援策（第６表）を設けている。市町村合併の過去の経緯を振り返ってみると，明治と昭和の2回に大規模な合併が行われており(注13)，今回は三度目の大合併ということができる。

市町村合併の手順としては，住民発議等により任意合併協議会や研究会が設置され

第6表　合併特例法の概要

	内　　容
住民発議制度	有権者の50分の１以上の署名で合併協議会設置の請求が可能（第４条，第４条の２）
地方税	合併年度及びこれに続く５年度に限り，課税をしないこと又は不均一課税が可能（第10条）
地方交付税	合併年度およびこれに続く10年度について合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定。その後の５年度も段階的に縮減（第11条）
地方債	市町村建設計画に基づく公共事業や基金積立で特に必要と認められるものは，合併年度およびこれに続く10年度に限り，地方債を充当でき，元利償還金の一部を基準財政需要額に算入（第11条の２）
市となる要件の特例	2004年３月末までに合併する場合に限り市制施行要件を人口３万人以上，2005年３月末までのものは人口４万人以上とする（第５条の２及び３，附則第２条の２）
その他	1.議会の議員定数・在任に関する特例（第６，７条） 2.議員の退職年金に関する特例（第７条の２） 3.職員の身分の取扱い（第９条） 4.合併直後の臨時的経費，合併市町村建設のための経費に対する国の財政措置（第16条）

資料　合併特例法をもとに筆者作成
（注）　上表の措置は2005年3月末までに行われる市町村の合併について適用。

第7表　合併協議会等の設置と市町村の参加状況（2002年７月１日現在）

（単位　箇所，市町村，％）

	市町村数	協議会・研究会等（①）			うち法定協議会（②）		
		設置数	参加市町村数	市町村数に占める割合	設置数	参加市町村数	市町村数に占める割合
北海道	212	36	155	73.1	1	2	0.9
東北	399	56	284	71.2	4	14	3.5
北関東・甲信	387	92	290	74.9	12	38	9.8
南関東	246	24	120	48.8	3	10	4.1
北陸	222	45	203	91.4	4	17	7.7
東海	330	63	249	75.5	9	35	10.6
近畿	323	59	246	76.2	13	57	17.6
中国	318	99	308	96.9	19	66	20.8
四国	212	43	194	91.5	10	39	18.4
九州	569	101	446	78.4	20	106	18.6
全国計	3,218	618	2,495	77.5	95	384	11.9

資料　総務省調査

て関係市町村による合併に関する協議等が行われ(第７表の①の段階)，次に，合併に参加する市町村の議会の議決により法定合併協議会の設置に進み(第７表の②の段階)，ここで新しい市町村建設計画などが作成される。これらを基に参加市町村で合併決議がなされ，都道府県知事への申請と都道府県議会の議決や知事の決定を受けて，総務大臣への届出と告示を経て，合併市町村が誕生する。

2001年７月には内閣に市町村合併支援本部が設置され，全国的に市町村合併が推進されている。第７表にみられるように，2002年７月１日現在で合併協議会・研究会等の設置数は618あり，参加市町村数は2,495であり，これは全国の市町村数の８割弱に相当する。このなかで，法定合併協議会の設置に進んでいるのは95あり，参加市町村数は384である。これらの協議会数や参加市町村数はその後も増加を続けており，合併特例法の期限である2005年３月までにこれらの大半が合併に至ると，日本の市町村の姿は一変することになる。

町村が合併する場合，同じような規模や性格の町村同士が合併するケース（近年の例では99年４月の兵庫県篠山市の合併や2002年４月の香川県さぬき市の合併などがこれに相当する)や，近隣の都市と町村が合併するケース（近年の例では2001年１月の新潟市と黒磯町の合併や同年11月の大船渡市と三陸町の合併など)がある。前者の場合は，規模拡大による行政事務の効率化等で経費を節減し，介護サービスなどの専門分野への人材シフト等によって，トータルとして行政サービスの維持向上を図ることを目的としたものとみられ，後者の場合は，前者の目的に加えて，財政力が比較的豊かな近隣の都市と合併することで地域の発展に結びつけることなどをねらいとしたものであろう。

合併のメリット，デメリットは個別ケースによっても異なるが，財政面の効率性からいえば，人口10～30万人程度の規模が最も効率的とされており(注14)，小規模の町村同士あるいは町村が近隣の都市と合併して規模が拡大することは，行政の効率性向上に役立つこととなろう。しかし，合併後の自治体においては，長い視野でみれば，中心地域の整備に資源配分等が多く行われ，遠隔地は過疎化が進むケースが多い。最終的には住民が判断する問題であるが，地域の独自性を保とうとすれば，合併しないことも一つの選択肢であろう。

(注12) 地方行財政改革に関するさまざまな方針（第３表掲載のもの)に対して，町村側がどのような意見を持っているかについては，たとえば，全国町村会が第３表掲載の報告書等について「要望」や「会長談話」などを発表しているが，その内容は，地方分権改革や税源移譲についてはおおむね肯定的意見であるが，地方交付税の総額確保や財政調整機能としての交付税制度の堅持を要望している。また，市町村合併については，強制ではなく自主的合併でなければならないと主張している。

(注13) 明治の大合併は「市制町村制」が施行された1889年（明治22年）の前後にかけて行われたもので，1889年に7万余あった町村数が1890年には1万5千余に減少した。昭和の大合併は戦後の教育制度整備や自治体消防，警察制度の創設等に関連して行われたもので，1953年（昭和28年）に1万弱だった市町村数が56年（昭和31年）には4千程度まで減少した。

(注14) たとえば，吉村弘著『最適都市規模と市町村合併』東洋経済新報社99年などを参照。

（2） 独自路線への志向

2001年10月に福島県矢祭町議会は「市町村合併をしない矢祭町宣言」を発表した。理由として，規模の拡大は決して町民の幸福にはつながらないこと，合併のもたらすマイナス面である地域間格差拡大や過疎化進行を回避すること，過去の合併（昭和の大合併）時に住民の離反等が起きた経験を繰り返したくないことなどがあげられている[注15]。また，岐阜県大野郡白川村は，2002年９月に周辺市町村（高山市など15市町村）と進めていた合併協議から離脱した。当村には世界遺産である合掌集落が存在するが，合併した場合に地域の文化・伝統が失われるのではないかとの懸念が意識されたためである[注16]。このように，全国的に市町村合併の動きが広がるなかで，合併路線を捨てて独自路線を志向する町村もでている。

独自路線を志向する場合の問題点は，地方交付税削減などによって将来歳入の減少が予想されるなかで，行政サービスの低下を極力抑え，地域をどのように維持発展させていくかである。その場合，重要なのは地域住民との連帯のもとでの“選択と集中”による行政サービスの絞り込みであろう。町村の場合，地域の主要な産業は農林漁業や製造業，建設業であり，税収の急激な伸長は難しく，歳入が減少するなかで高齢化に伴う行政ニーズの増加やごみ処理など多様化する住民ニーズに対応していくには，住民との対話とそれを通じた住民の理解が欠かせない。そうした住民との意思疎通をベースに，行政事務の選択と集中を行うことである。その具体策としては，第３表の地方制度調査会の27次審議事項に関する中間論点整理でも指摘されているように，行政の事務処理などは都道府県等に委託し，高齢化進展に伴い重要性が増している介護サービス事業や産業起こし政策などに人材や資金を集中させていくことなどが考えられる。

（注15） 福島県東白川郡矢祭町議会「市町村合併をしない矢祭町宣言」（2001年10月31日）による。
（注16） 2002年9月12日付朝日新聞，毎日新聞，岐阜新聞のインターネット記事による。

（3） 地方交付税制度等の改革

町村の将来について考える場合，何といっても重要なのは地方交付税制度の行方である。1954年度に創設された地方交付税制度は，全国どこでも標準的な公共サービスの提供が可能となるように，すべての地方団体に対して財源を保障する制度である。具体的には，各地方団体に対して，標準的な公共サービス提供に必要な財政需要の額（基準財政需要額）と標準的な税収額等（基準財政収入額）を計算し，その差額（財源不足額）を交付する仕組みである。

交付税の原資として，国税5税の一定割合が充当されるが，90年代以降の景気低迷を背景に税収が低迷し，地方交付税の資金を管理する交付税および譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という）が赤字（国税５税からの繰入額よりも交付金額の方が多い）となり，多額の借入金で賄われている状況にある。現在の状況をこのまま続ける（赤字を続け債務を積み重ねる）ことは難し

く，抜本的改革が必至の状況にある[注17]。第１章で述べたように，地方交付税制度に大きく依存しているのが町村であり，地方交付税制度改革によって町村が受ける影響は大きい。

交付税制度改革の方向として，交付税特会の現在の赤字状況を続けることは難しく，原資となる税収に限界があるとすれば，それに合わせて交付額を減額するしかない。現行の基準財政需要額は，測定単位×単位費用×補正係数で計算されるが[注18]，補正係数のなかで，段階補正や事業費補正については2002年度から見直しがスタートしている[注19]。原資である国税からの繰入額と交付額を一致させるためには，基準財政需要額を削減する必要があり，そのためには各種補正の見直しとともに単位費用の引下げが必要となる。合併によって市町村の規模が拡大することは，段階補正係数の低下による交付税削減効果がある。また，町村の行政事務の一部を都道府県が代行することは，町村の単位費用の削減につながる。

こうした経費削減による地方交付税制度の財政再建の一方で，町村の役割を見直すことも必要であろう。山村であれば森林資源の管理が重要な役割であり，環境保全や下流地域に対する水源維持などの役割は重要である。あるいは，前記の岐阜県白川村における文化遺産の保存などもその地方団体における政策課題の一つと考えてよいものと思われる。現行地方交付税制度については，各種補正の見直しや単位費用引下げなどによって交付税特会の赤字を解消するなどの財政再建策を勧める一方で，上記の森林資源管理事業や文化遺産管理事業などのその町村に特有の政策課題が，国民経済的にみて妥当と認められるのであれば，その行政事務経費を国民全体あるいはその便益を享受する広域的地域で負担するような仕組みの再構築が必要と思われる[注20]。

（注17） たとえば，拙稿「地方交付税制度の改革」（本誌2002年4月号）などを参照。

（注18） 測定単位とは，行政事務に伴う財政需要を算定するために細分化された行政経費の単位であり，たとえば，警察費の場合には警察職員数，土木費の場合には道路の面積などが測定単位となる。単位費用とは，測定単位当たりの費用で，警察費の場合には警察職員一人当たりの全国標準的な費用である。補正係数とは，各地方団体の自然的，社会的特性に基づく行政経費の違いを基準財政需要額に反映させるためのもので，人口の過多による段階補正や密度補正，天候差による寒冷補正などがある。公共事業にかかる現実の財政需要を反映させる事業費補正もその一つである。

（注19） 詳細は（注11）を参照。

（注20） 町村に特有の政策課題に対して財政支援を行う場合，地方交付税制度で処理すべきか，あるいはその他の方法によるのが良いのかは，その行政事務の内容によろう。たとえば，森林資源管理については，町村の事務事業として森林組合や住民に委託して行い，そのための費用を地方交付税に算入する方法もあろう。あるいは，森林資源から恩恵を受ける地域ブロック内の地方団体間による水平的財政調整制度を構築することも考えられる。また，2000年度に開始された中山間地直接支払い制度（地方団体を通じ地域住民である農家に直接所得補填する制度であり，この場合最終的に資金交付を受けるのは地方団体ではなく地域住民である農家となる）を農家以外に林業者などにも拡充するような手法も考えられよう。

おわりに

地方分権を進めるための税源移譲とともに，現在14兆円近い地方財源不足の早期解消などの地方財政再建が急務である。分権

化と地方財政再建を進めていった場合に最も影響を受けるのは，財政基盤が乏しく地方交付税に多くを依存してきた町村である。町村の今後の方向として，比較的財政基盤が豊かな近くの都市と合併するか，町村同士が合併して大規模化し地域を再編成するか，あるいは独自路線を歩むかなどの幾つかの選択肢があるが，最終的には住民が判断する問題である。

町村はその大部分が農山村であり，森林資源の維持管理や水源涵養などの役割を果たしている。行財政改革によって行政事務の効率化を追求することはもちろんで重要であるが，それによって上記のような町村の役割遂行に支障が生じるのであれば，その役割の遂行を可能とする新たな仕組みの構築が必要と思われる。

（主な参考文献）

・濱田省司・原邦彰「「地方財政の構造改革と税源移譲について（試案）」について」地方財務協会『地方財政』2000年6月号
・大村慎一・上月良祐・前田一浩「公共事業等及び単独事業に係る事業費補正等の見直し」地方財務協会『地方財政』2000年4月号
・岡本全勝・関口勝・前田一浩「平成14年度地方交付税制度の改正について」地方財務協会『地方財政』2000年4月号
・経済財政諮問会議「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」2001年6月
・経済財政諮問会議「構造改革と財政運営の中期展望」2002年1月
・経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」2002年6月
・地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する中間報告―自主・自立の地域社会をめざして―」2002年6月
・地方分権推進委員会「地方分権推進委員会最終報告―分権型社会の創造：その道筋」2001年6月
・地方制度調査会「第27次地方制度調査会審議事項（案）にかかる論点整理について」2002年7月
・肥後雅博・中川裕希子「地方単独事業と地方交付税制度が抱える諸問題」日銀調査統計局ワーキングペーパーシリーズ9，2001年7月
・拙稿「分権化と地方財政再建」本誌2002年1月号
・拙稿「地方交付税制度の改革」本誌2002年4月号
・兵谷芳康・横山忠弘・小宮大一郎著『地方交付税』ぎょうせい，99年
・吉村弘著『最適都市規模と市町村合併』東洋経済新報社，99年
・佐々木信夫著『市町村合併』筑摩書房，2002年
・川瀬憲子著『市町村合併と自治体の財政』自治体研究社，2001年

（主席研究員　鈴木　博・すずきひろし）